時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第二千三百三十八號　火曜日
明治廿二年七月二日
舊暦己丑六月五日（巳、卯）
日出午前四時三十分　日入午後六時五十九分　月出午前七時四十五分　月入午後九時四十四分　滿潮午後八時零二分
（西暦千八百八十九年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價竝ニ廣告料ハ左ノ如シ

一枚五錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月[illegible]

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

養蠶家の注意

近年來我國にて養蠶の流行は實に驚く可き程の次第にして全國到る處に其談を聞かざるはなし蓋し利の在る所、誰れか之に赴かざらん自ら之に赴くは世間の情にして水田を潰して桑畑となし耕作を輟めて養蠶に從事する等その流行の勢は中々盛なれども損益得失は人事の常にして一方に利するものあれば又一方に損あるを免れず間々失敗に懲りて其事を思ひ止まるものなきにあらず通常の事にして怪しむに足らざる所なれども區々たる小失敗の爲めに折角流行の氣勢を挫くこともありては由々しき大事なれば世の之に從事する者の爲めに聊か前途の望を述べんに抑も養蠶の事たる桑を伐り虫を養ひ之を精に仕上ぐるものにて百姓が田を耕し種を蒔き苗を植ゑ之を耘ぎりて收穫するものと毫も異なることなし即ち純然たる農夫の業にして勞働者の賃銀低くして且手細の業に熟練すること日本の如き國柄に最屈強の仕事なれば他に之を爭ふものとてはある可らず好し又今後日本の工業次第に進歩して賃銀の割合西洋諸國と甚だ懸隔なきに至るの期ありとするも凡そ國々固有の業は年來習慣の力に依るものにして西洋諸國が今に至りて急に事を企てんとするも多年の習慣は容易に之を許さざるのみならず前に云へる如く養蠶は一種の農業にして器械の應用も叶はず恰も人々の手練に屬することなれば分業分等法の正しく行はれて器械の用法に慣れたる勞働社會には容易に興る可らざるや明なり現に伊太利、佛蘭西などは從來の養蠶國にして其絲質も至て良好なれども逐年差したる進歩の様子もなくして歐米一般に東洋産の輸入を仰ぐの事情を見ても之を知る可し左れば養蠶は我國特有の業なれば今後ますます其隆盛を期す可しとして扨世界に於ける絹需用の道は如何と尋ぬるに其途の望、多々ますます大なるを見る可し蓋し綺羅の美を好むは人間の天性にして古今野蠻の人民は衣服の用を知らざるものにても自ら身體に丹青して美を誇るの事實あり人文の開明は奢侈の風を促し社會の漸次繁美に趨くに隨ひ人々衣服の美を爭ふに至るは本自然の勢にして而して今の世界に人の衣服とし用ひらるゝ木綿、麻、獸毛、絹の四種に就て其品質の良否を比すれば絹の自然に光澤を帶び其質の精細なる[illegible]實に之を著して風韻の潤ひあるは實に天下の一品にして木綿麻毛などの及ぶ所にあらず現に今や木綿麻の[illegible]事を好せざるものはなき筈なれども今の西洋諸國に於て未だ一般にその流行を見ざるは唯供給の多からざるが爲めなるのみ然れども世間奢侈の風と共に絹を好むの念も亦ますます長ずるは疑もなきことなれば我國の生絲は世界萬國を相手と覺悟して其前途に失望ある可らず試に太平洋對岸の北米合衆國を見れば其人口の増加すること年を逐ふて際限あることなし人口増加して殖産興り又隨て奢侈の風も流行して是れ亦際限ある可らざれば我生絲販賣の市場は差當り米國のみを相手にしても供給多きに過るの心配はなかる可し左れば今日の養蠶事業に時としては小挫折もあることあらんと雖も更に眼界を廣くして前途を眺むれば其多望なること春海の如きものあれば我輩は一意その進歩發達を促して他を顧みざる者なり

（未完）

官報

○文部省訓令第三號

北海道廳　府縣

明治十九年（五月）文部省訓令第一號小學簡易科要項中左ノ如ク改正追加ス

第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但六箇月以上十二箇月以内ノ期限ヲ以テ補修科ヲ設クルコトヲ得

第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但授業時間四時以上ナルトキハ修身體操ヲ加フルコトヲ得

第四項ヲ左ノ如ク改メ但書ヲ刪ル

一授業時間毎日二時ヨリ少カラス五時ヨリ多カラス

明治廿二年七月一日　文部大臣子爵榎本武揚

文部省訓令第三號參照

文部省訓令第一號小學簡易科要領（明治十九年五月二十五日）抄錄

第一項　一修業年限　三箇年以内タルヘシ

第二項　一學科　讀書作文習字算術

第四項　一授業時間　毎日二時ヨリ少カラス三時ヨリ多カラス

但算術ノ授業時間ハ總數ノ半以上タルヘシ

○海軍省告示第八號

呉鎭守府佐世保鎭守府本日開廳ス

明治廿二年七月一日　海軍大臣伯爵西鄕從道

○告示第五號

本市條例規則告示ハ自今其番號ノ上ニ東京市ノ三字ヲ冠ス

明治廿二年七月一日　東京市參事會　東京府知事男爵高崎五六

○東京市告示第六號

市稅徵收方法市會ノ議決ヲ經テ左ノ通之ヲ定ム

明治廿二年七月一日　東京市參事會　東京府知事男爵高崎五六

地價割營業割家屋割ハ東京府市部地方稅中地租割營業稅雜種稅家屋稅ノ各納期ニ於テ徵收シ所得稅ノ附加ハ所得稅ノ納期ニ於テ之ヲ徵收スルモノトス

○東京市告示第七號

明治廿二年度東京市水道歲入出豫算市會ノ議決ヲ經テ左ノ通之ヲ定ム

明治廿二年七月一日　東京市參事會　東京府知事男爵高崎五六

（水道歲入出總計豫算略ス）

○元老院の會議を經たる議案件名　本年一月より六月迄半年間元老院の會議を經たる議案は三十一件にして其件名は左の如し

米商會所稅率改正ノ件（再下付）、製品營業所取扱規則、特許條例（再下付）、意匠條例（再下付）、商標條例（再下付）、市制町村制施行ニ附キ府縣會議員ノ撰擧及市公民ノ資格ニ關スル件、海軍治罪法改正ノ件、横濱正金銀行條例中改正ノ件、徵兵例改正ノ件（再下付）、商法、帝國裁判所構成法、東京市區改正土地建物處分規則（再下付）、議院法撰擧法附錄、會計法、東京市京都市大坂市ノ市長其他吏員及區ニ關スル件、府縣會議員撰擧規則、官立府縣立師範學校卒業生ノ徵兵ニ關スル件、栃木縣下寒川郡廢止ノ件、國稅徵收法、市町村長ヲシテ國稅ノ徵收ヲ爲サシムル件、水利土功及學事ニ關スル會議存續ノ件、市制中東京市京都市大坂市ニ特例ヲ設クルノ件、地券廢止ノ件、土地臺帳規則市制町村制施行地ノ所得稅ニ關スル件、土地收用法、會計檢查院法、市制第百二十七條及町村制第百三十條ニ據レル行政裁判手續ノ件、北海道開墾地地租地方稅免除ノ件、明治十七年第一號布告廢止ノ件、物品會計規則

○元老院建白書收受數　本年一月より六月に至る半年間元老院に收受せる建白書は三十五件あり

○學區改正　山口縣に於ては去る四月より市町村制を實施したるを以て學區の如きも自然新町村と符合せしむるの必要あるに由り之を改正し隨て學校數等位置も亦之を變更指定せり（山口縣）

雜報

○米國通信　六月十一日桑港特發

獨逸流の主義一たび米國の教育社會に傳染し來りてより米國各州の大學は勿論、彼の市民の計畫に成れる諸方のカーレーヂに至るまで皆な競ふて其の教育上の程度及び標準を高ふし之れを獨逸並の大學校と等しからしめんとするは現時米國學者社會の興望なり左れば米國の高等教育界に在りて常に其進歩に遲るゝなからんことを勉めたるジョン ホプキンス、エール、ハーバート、プリンストン、ウエリヤム等の私立カーレーヂは爾來ますます大學的の教育を其校中に擴充し主として科學の專攻に深奥ならんことを期するに至れり故に物理化學のジョン ホプキンス校に於ける生物電氣學のプリンストン校に於けるが如きは已に米國教育上の新現象として啻に此校のみならず其他カーレーヂとして知られたる名聞ある學校は概ね獨逸流の專門大學となすの方向を取り是れまで米國の學者が一般に許して米國大學の程度及び標準とせしものよりも尚ほ一層其教育法を高尚にし又た之れを專攻するの必要を認識し中にもホルマン、パットン、ローウエル、エリオット等の名家は頗る熱心に其擴充に盡力せり聞く彼のハーバート、ジョン ホプキンス、プリンストン諸カーレーヂは益々好評を博し歐洲諸國の學者間にまでも右の諸校は獨逸の大學に比較して殆んど優劣なしと信認せしむるに至りしよし米國の學事に取りて少からざる名譽と謂ふべし右の諸校にして既に斯の如く專攻的の大學となすに汲々たることあれば世間の青年輩も亦勢ひ是等名聲ある諸校にのみ入らんと欲し彼の米國各州の地方に在る其地方内の中學校にて充分受け得べき教育にても自然其小校の小天地にあるを好まず進んで獨逸流大學の標準を採用したりとの評判ある右等の諸學校に群集し來り其結果として地方中學の生徒を減少すると同時に却て此等の人員を大學一方にのみ吸集するカンセントレーション イン ユニバルセチーの一弊害を釀すに至れり夫れば各地方の所謂中學に位したる諸學校も自然其數額を減せんことを恐れ而して其救治法は唯だ教育上の面目を一變して益々高尚なる程度に進ましむるの一途あるのみなれば遂に各地方中學の斷然獨逸流の大學に模倣するの競爭を生ずるに若し其競爭にして勝を得ざれば以前中學校たるの位地をも保つ能はず[illegible]相を呈するも少なからず然るに元來米國の政治宗教其他百般の社會に在りて明者と知られ名望を呼ばれたる人々は概ね此地方の中學界にて生長し其感化力に身を觀ふせし者

多きに居る
より化せん
ましき人物
と十年乃至
者宗教家な
ルトモース
ドウエン校
ルソンに於
ヤム校の
辭かにする
は右諸校の
校と略ぼ教
の各大學に
もあるべき
身の人々は
哲學學術等
たる者寔に
かにして彼
位地を有し
に千八百六
必竟中學校
然前者の勢
ス）に薫せ
生徒は其數
接し得るの
事務の多き
るを得ず是
ー氏の如き
に往來交通
に直接せし
るを説き而
に在るを論
來るものな
たれども
を盛ならせば
本教育家の

○草鞋旅（第
出發十時木
六十戸の小
中にて多く
ず學童は日
にて學校あ
驛一校のも
なく渡舟あ
里九丁、戸數
勝れるが如
二里二十四丁
濱と改稱せ
りて漁不漁
駄卅六貫目
の生徒三百
四倉驛に着
餘戸近頃四
尋常科の小
多賀郡磯原
究會杯の標
低の坂路の
久ノ濱に出